

平成 27 年 4 月 1 日施行

平成 28 年 10 月 3 日改正

## 「研究活動における不正行為」及び「研究費の不正使用」に関する体制

### I. 研究活動上の不正行為防止に関する規程

(研究データの保存・開示について)

1. 研究成果の発表を行う研究者は、その成果の裏づけとなる資料(客観的で検証可能なデータを含む。)を必ず保管し、必要な場合は開示しなければならない。

※研究者とは、教育職員及び本学において研究に従事する者を云う。なお、外部資金(公的研究費を含む。)により研究に従事する学生は研究者に含むものとする。

※ガイドラインでは、平成 26 年度以前のデータの義務付けはないが、平成 28 年ガイドラインから、不正行為の疑惑への説明責任は研究者に課されており、データの不存在により証拠を示されない場合は、不正行為と認定される場合があります。

(機関内の責任体制の明確化)

2. 本学の研究費及び研究活動を適正に運営・管理するために責任体制は以下のとおりとする。

- ・最高管理責任者(学長)
- ・総括管理責任者(学術研究推進機構副機構長)
- ・コンプライアンス推進責任者(最高管理責任者が学術研究推進委員会委員(以下「委員」という。)の中から指名する者をもって充てる。)

※研究費及び研究活動を適正に運営・管理について実質的な責任と権限をもつ者

- ・コンプライアンス推進副責任者(産学連携支援室長)
- ※研究費及び研究活動を適正に運営・管理についてコンプライアンス責任者を補佐する者
- ・研究倫理教育責任者(最高管理責任者が委員の中から指名する者をもって充てる。)

※研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育について責任と権限をもつ者

(調査委員会の体制)

3. 調査委員会は次に掲げる者で組織する。

- (1)総括管理責任者
- (2)常務理事(人事・財務担当)
- (3)被通報者が所属する部局等の長
- (4)被通報者の研究分野で専門知識を有する者で学長が指名する者
- (5)外部有識者(弁護士・公認会計士等)

前 5 号に定める外部有識者の人数は、調査委員会の半数以上でなければならない。

(本調査の通知等)

4. 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者並びに被通報者に通知するものとする。

(1)通知を受けた通報者又は被通報者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に、書面に

より、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

- (2) 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

5. 調査の過程で不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関及び文部科学省に報告する。

- (1) 配分機関から求めがあった場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況の報告及び調査の中間報告を行う。
- (2) 配分機関から不正事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査の求めがあった場合は、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、応じるものとする。
- (3) 被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果を通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関及び文部科学省にも調査結果を報告する。
- (4) 不服申立てがあった場合は、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとし、不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

## II. 研究活動における行動規範

(対象者の範囲を変更)

1. 現行では、公的研究費を獲得した研究者に対する行動規範として定めていたが、対象を「本学の教育職員及び本学において研究に従事する者」(研究者等)を含めるものとする。

(大学等の研究機関の管理責任)

2. 本学の研究者等は、共同研究を行う場合には、研究の目的や内容、業務、役割、責任等を明確にした上で実施しなければならない。また、共同研究代表者になった場合は、共同研究者間において、研究目的や内容、業務、役割分担、責任等を明確にし、相互に理解することを求めるなど、責任ある研究体制を確保しなければならない。

## III. 公的研究費不正防止計画(第1次)

(研究費の適正な運営・管理活動)

### 1. 旅費の事実確認

航空機を利用して出張した場合、現行では、公的研究費を獲得した研究者を対象に搭乗を証明する書類(搭乗証明書等)(以下「搭乗証明書等」という。)を求めていたが、今後、個人研究費等を含めて航空機を利用して出張した場合も搭乗証明書等の提出を義務付ける。

### 2. 学生等に支給する謝金の事実確認

現行では、公的研究費により学生等を採用した場合、勤務実態のない謝金・賃金の請求、勤務時間の水増しなどの不正防止を行うため、無作為抽出により従事者本人から直接、勤務日、勤務時間、勤務実態等の事実確認を行っていたが、今後、全ての研究費により採用した場合、無作為

抽出的に従事者本人から事実確認を行う。

### 3. 研修会の実施(既に実施しているもの)

研究費の不正防止マニュアルを作成し、研究費の不正防止に係る研修会を実施し、公的研究費に採択された教育職員(研究者)及び関係事務職員に周知徹底を図る。また、研修会実施後において、理解度把握のためアンケート調査を行う。

### 4. 誓約書の徴収(既に実施しているもの)

公的研究費に採択された教育職員(研究者)及び関係事務職員から、関係ルールを遵守する旨の誓約書を提出しなければならない

### 5. 執行計画書の徴収(既に実施しているもの)

適正な予算執行を行うために公的研究費に採択された教育職員(研究者)は、毎年度初めに四半期毎の執行計画書を提出するものとする。

### 6. 過年度に購入した物品の確認(既に実施しているもの)

公的研究費に関して、過年度に購入した5万円未満の物品(iPad、ノートパソコン等換金性の高いもの)については、内部監査とは別に産学連携支援室等が抽出的に確認を行う。

### 7. 納品物品のマーキング

公的研究費に関して、取引業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時に納品物品の反復使用を防ぐために産学連携支援室職員等は、抽出的に納品物品へのマーキングを行う。

### 8. 特殊な役務の検収について

公的研究費に関して、特殊役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守点検など)の検収については、産学連携支援室職員または学内外の専門知識を有する者が実施する。

### 9. 取引業者からの誓約書の徴収

公的研究費に関して、不正な取引に関与した業者への取引停止等のルールを定め、一定の取引実績のある業者は、関係ルールを遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

### 10. 研究倫理教育の実施

教育職員等に対し研究倫理教育を実施し、受講を義務付ける。